

家伝法改正を踏まえた飼養衛生管理基準等の見直し

1 「予防」のための飼養衛生管理基準（別紙1）

- ① 農家の防疫意識の向上
- ② 消毒等を徹底するエリアの設定
- ③ 毎日の健康観察と早期通報・出荷停止
- ④ 埋却地の確保等
- ⑤ 大規模農場に関する追加措置

2 特定の症状を発見した場合における「早期通報」（別紙2）

- 農家は、特定の症状があれば、必ず家畜保健衛生所に届ける義務

3 「的確な初動」等のための防疫指針（別紙3）

- ① 発生時に備えた国・都道府県の事前準備の明確化
- ② 通報から病性判定に至るプロセスの改善
- ③ 発生確認時の国からの職員派遣等、国と都道府県との連携
- ④ 殺処分等のルール化・マニュアル化
- ⑤ 移動制限区域の設定、解除等のルールの改善

飼養衛生管理基準の見直し

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握（内容を具体化して冒頭に）
- 2 衛生管理区域の設定（新設）
 - ・ 徹底した衛生管理が必要な区域とその他の区域との区分
3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止（拡充強化）
 - ・ 不要不急な者の立入りの制限
 - ・ 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
4. 野生生物等からの病原体の感染防止（拡充強化）
 - ・ 給餌・給水設備への野生生物の排せつ物等の混入防止
 - ・ 養鶏農家の防鳥ネット等の整備
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保（拡充強化）
 - ・ 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
6. 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
（早期通報を明示し、拡充強化）
 - ・ 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
7. 埋却地の確保等（新設）
 - ・ 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存（新設）
 - ・ 入場者に関する記録の作成・保存
9. 大規模農場に関する追加措置（新設）
 - ・ 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - ・ 通報ルールの作成

飼養衛生管理基準の見直しについて（畜産農家の皆様へ）

- 1 昨年4月に宮崎で発生した口蹄疫は、残念ながら、我が国の畜産にとってかってないほど大きな被害をもたらしましたが、家畜伝染病による被害を最小限に止めるためには、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動」が重要です。
- 2 「発生の予防」のためには、空港や海港における輸入検疫の強化と並んで、畜産農家の方々に日頃から適切に飼養衛生管理していただくことが大切です。このため、今回、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を大きく見直すこととしました。
- 3 飼養衛生管理基準は、これまでは畜種別に分けることなく設定していましたが、今回は畜種別に分け、かつ、衛生管理の基本となる事項について、より具体的にわかりやすく設定する方向で検討を進めております。
既に取り組まれている方もかなりおられるかと思いますが、こうした衛生管理を徹底していただくことで、悪性の家畜伝染病の発生予防のみならず、慢性疾病の予防、育成率や増体の向上など、経営面でも大きな効果が得られるかと思えます。
- 4 飼養衛生管理基準は、畜産農家のみなさんに遵守していただく必要がありますが、改正された家伝法では、都道府県による「指導・助言→勧告→命令」という手順が規定されております。
したがって、基準違反に対して、いきなり罰則が適用されることにはなりません。各県におかれましては、地域の衛生水準向上の観点からも、市町村や関係団体と連携しながら、畜産農家のみなさんに遵守していただくよう、積極的な取組をお願いいたします。
- 5 なお、改正された家伝法では、殺処分に際しての手当金について、評価額の4/5から5/5に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を交付しない、あるいは減額することになります。
具体的には、発生農家における「飼養衛生管理基準」全体の遵守状況が、標準的な畜産農家の遵守状況と比べて、大きく劣っているかどうかなどを精査した上で判断することになります。したがって、「飼養衛生管理基準」の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはならないことを申し添えます。
- 6 また、「発生の予防」は、地域ぐるみでの対応がより効果をあげることとなります。是非、家畜保健衛生所等と連絡を密にし、地域の畜産農家が連携して「飼養衛生管理基準」の遵守に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

特定の症状を発見した場合における早期通報について
【口蹄疫】

次の1～3のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜の所有者若しくは管理者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし
症 状	<p>1－① <u>39.0℃以上の発熱</u>を示した家畜が、</p> <p>1－② <u>泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、</u></p> <p>1－③ <u>かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合</u></p> <p>※ 鹿にあっては、1－①及び1－③を呈している場合</p>
	<p>2 <u>同一の畜房（単飼の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合</u></p> <p>※単飼：繁殖農家やスタンションを用いたつなぎ飼</p>
	<p>3 <u>同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合）</u></p> <p>※ 上記の症状を呈している原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかでない場合を除く。</p>

【高病原性鳥インフルエンザ】

次に掲げる症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜の所有者若しくは管理者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症 状	1 同一の畜舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均値の2倍以上になった場合 ※ 原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかなる場合を除く。
	2 薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けている生物学的製剤を用いてインフルエンザA型ウイルスの抗原が確認された場合又は同ウイルスに対する抗体が確認された場合

【低病原性鳥インフルエンザ】

	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
症 状	薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の承認を受けている生物学的製剤を用いてインフルエンザA型ウイルスの抗原が確認された場合又は同ウイルスに対する抗体が確認された場合

口蹄疫防疫指針の見直し

1. 予防及び発生時に備えた事前準備
 2. 異常家畜の発見・検査・病性判定
 - ・ 通報があった場合、都道府県は直ちに現地赶赴、異常家畜の写真等を国に報告、検体を動物衛生研究所に送付
 - ・ 農林水産省は、遺伝子検査の結果等を踏まえて病性を判定
 3. 病性判定時の措置
 - ・ 農林水産省対策本部・都道府県対策本部を速やかに設置
 - ・ 国は、国と都道府県との連絡調整員、疫学の専門家、緊急支援チーム及び疫学調査チームを直ちに現地に派遣
 4. 発生農場における防疫措置
 - ・ 殺処分・埋却等のルール化（別途作業マニュアルを作成）
 5. 移動制限区域及び搬出制限区域の設定
 - ・ 原則として発生農場を中心に半径10kmの移動制限区域、半径20kmの搬出制限区域を設定
 - ・ 通報が遅れた場合、半径10kmを超えて設定
 - ・ 発生状況を踏まえて区域を拡大・縮小
 6. ウイルスの浸潤状況の確認
 - ・ 疫学調査・周辺農場の調査のルールの明確化
 - ・ 国は、上記調査の結果等を踏まえ、必要に応じ速やかに防疫方針を改定（緊急防疫指針の決定など）
 7. 予防的殺処分
 - ・ 予防的殺処分を実施するタイミング（通報の遅さ、感染の広がり、周辺の飼養密度、埋却等の進捗状況等を考慮して、初動対応では感染拡大の防止が困難と考えられる場合）を明記
 8. その他
 - ・ 種雄牛など個別の特例的な扱いは一切行わない旨を明記
- ※ 牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラについては、口蹄疫防疫指針に準じて作成

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ 防疫指針の見直し

1. 予防及び発生時に備えた事前準備

2. 異常家畜の発見・検査・病性判定

- ・ 通報があった場合、都道府県は直ちに現地へ赴き、簡易検査・遺伝子検査の結果等を国に報告
- ・ 農林水産省は、遺伝子検査の結果等を踏まえて判定

3. 病性判定時の措置

- ・ 農林水産省対策本部・都道府県対策本部を速やかに設置
- ・ 国は、国と都道府県との連絡調整員、疫学の専門家、緊急支援チーム及び疫学調査チームを直ちに現地へ派遣

4. 発生農場における防疫措置

- ・ 殺処分・埋却等のルール化（別途作業マニュアルを作成）

5. 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- ① 移動制限区域の範囲を、先般の発生事例の検証、EUの動向等を踏まえ、縮小（通報が遅れた場合、拡大）
 - ア 高病原性鳥インフルエンザは、現行の半径10kmを3kmに縮小（3～10kmの区域は搬出制限区域に設定）
 - イ 低病原性鳥インフルエンザは、現行の半径5kmを1kmに縮小（1～5kmの区域は搬出制限区域に設定）
- ② 移動制限区域について、GPセンターに加え、食鳥処理場・ふ卵場等についても、一定の条件を確認して再開を認める（これまでは禁止）
- ③ 移動制限区域内の農場から食鳥処理場・ふ卵場等への出荷のルールを明記（これまでは禁止）

6. ウイルスの浸潤状況の確認

- ・ 疫学調査・周辺農場の調査のルールの明確化
- ・ 国は、上記調査の結果等を踏まえ、必要に応じ速やかに防疫方針を改定（緊急防疫指針の決定など）

飼養衛生管理基準等の見直しに係る食料・農業 ・農村政策審議会家畜衛生部会等の開催実績及 び今後の予定について

開催実績

1. 家畜衛生部会

平成23年 5月25日	第11回
6月7日～8日	第12回（現地視察（九州））
6月30日～7月1日	第13回（現地視察（関東））
7月26日	第15回

※第14回（7月8日、持ち回り審議）では、家畜衛生部会長を選任。

2. 牛豚等疾病小委員会

平成23年 6月10日	第17回
6月24日	第18回
7月12日	第19回

3. 家きん疾病小委員会

平成23年 6月17日	第40回
6月28日	第41回
7月20日	第42回

今後の予定

- ・家畜衛生部会からの答申
- ・パブリックコメント（8月上旬から1か月間）
- ・省令公布、防疫指針公表（9月上旬頃）
- ・施行（10月1日）